別表第一　参考項目（第二十一条関係）

環境要素の区分		影響要因の区分	工事の実施：堤防の工事	工事の実施：水門の工事	工事の実施：しゅんせつの工事	土地又は工作物の存在及び供用：堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在	土地又は工作物の存在及び供用：水門の供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質：粉じん等	○				
		騒音：騒音	○				
		振動：振動	○				
	水環境	水質：土砂による水の濁り	○				
		水質：富栄養化					○
		水質：溶存酸素量					○
		地下水の水質及び水位：地下水の水位					○
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質：重要な地形及び地質					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○				○
	植物	重要な種及び群落	○				○
	生態系	地域を特徴づける生態系	○				○
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○				○
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※○				

備考

一　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

二　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する湖沼水位調節施設事業の内容を踏まえて区分したものである。

イ　盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行う。

ロ　土砂等の掘削を行い水門を設置する「水門の工事」を行う。

ハ　土砂等の掘削及び浚渫を行う「しゅんせつの工事」を行う。

ニ　堤防、水門等の施設及び施設の操作により露出することとなる水底が存在する。

ホ　水門を操作し流水の貯留又は取水の用に供する。

三　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

四　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

五　この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

六　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

七　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

八　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

九　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。